

2016

ジオガイドが下北を楽しく案内します！

下北ジオパーク認定記念ツアー

参加者 募集

日 程：11月12日(土) A・Bコース
 13日(日) C・Dコース
 募集人員：各コース20名(最少催行人員10名)
 集散場所：むつ市役所(途中乗降も可・応相談)

西吹付山(Cコース 大間シーサイドキャトルパーク)

Aコース

野平
川内

12日 8:50集合 15:30終了

「海に還る森の歴史の川下り」

川内川流域の自然環境は上流から河口沖までつながり、そこから生まれる功罪に思いを馳せる。

体 験：宇賀焼き陶芸の絵付け

食 事：溪流そば/うどんほか

旅行代金：2,800円



野平高原



尻屋崎灯台と寒立馬

Bコース

尻屋崎
猿ヶ森砂丘

12日 8:50集合 15:30終了

「大地を生き続ける太平洋」

下北最古の大地と日本最大級の砂丘の成り立ちは、ともに地球の力と太平洋にあった。

体 験：べこもち作り

食 事：地場産魚定食

旅行代金：4,300円

Cコース

風間浦
大間崎

13日 9:20集合 15:30終了

「狭い海岸に生きる理由」

津軽海峡の海産資源を求め海岸に住む人々の生活を支えるのは、背後の山だった。

体 験：ヒバの箸作り

食 事：マグロ丼

旅行代金：4,300円



大間崎から望む弁天島



北部海岸

Dコース

北部海岸
斗南ヶ丘

13日 9:20集合 14:30終了

「砂も積もれば産業となる」

人の住みやすい平らな土地は、土砂がたまってできた。その砂地・台地は産業に活用されてきた。

体 験：バター作り

食 事：ジオプレート

旅行代金：2,200円

お申込 お問合せ

青森県知事登録旅行業第地-5号

一般社団法人 しもきたTAB Iあしすと 国内旅行業務取扱管理者 佐藤 淳
〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号(むつ市役所内)

電話 0175-31-1270

FAX 0175-23-7960

電話受付時間 8:40~17:00【土日祝日休業】

『2016 下北ジオパーク認定記念ツアー』参加申込書

申込方法

- 必要事項をご記入の上、FAX、郵送またはお電話でお申込ください。
- 複数コースをご希望の場合、申込書を複写の上、コースごとに分けてください。
- 各コース20名、先着順での募集です。

- ※途中乗降をご希望の方は、お電話でご相談ください。
- ※天候等により行程に変更が生じる場合があります。
- ※全コースとも、旅行代金にバス代・昼食代・ガイド料・保険料が含まれています。旅行代金は、当日お釣りのないようにお支払いください。
- ※参加者には、アンケートの記入をお願いします。
- ※動きやすい服装での参加と、雨具のご用意をお願いします。

申込締切

平成 28 年 11 月 9 日 (水)

コース	12日	A: 野平、川内	B: 尻屋崎、猿ヶ森砂丘
	13日	C: 風間浦、大間崎	D: 北部海岸、斗南ヶ丘
代表者名の連絡先	(ふりがな) 代表者名	(ふりがな)	
	電話番号	(ふりがな)	
	住所	(ふりがな)	
		(ふりがな)	
参加者名	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		

募集型企画旅行取引説明書面 (国内用)

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

- 募集型企画旅行契約
 - この旅行は、一般社団法人しもきたTABIあしすと(青森県知事登録旅行業第地-5号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
 - 募集型企画旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている旅行条件の他、別当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
 - 当社の営業範囲は、むつ市・大間町・横浜町・東通村・風間浦村・佐井村となります。
- お申込み
 - 当社の募集型企画旅行にお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金、又は旅行代金全額のお支払いが必要です。この2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。申込金は、旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部、又は全部として取扱います。
 - 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
 - 旅行開始日に、a)80歳以上の方、b)身体に障害をお持ちの方、c)健康を害している方、又は特別な手配を必要とする方は、その旨お申し出ください。該当するお客様には、お問い合わせ、健康診断書等をご提出いただく場合があります。
 - 18歳未満の方が単独で申し込む場合は、保護者の同意書が必要となります。
 - お申込金(お一人様につき)：旅行代金が3万円未満の時は代金の全額、旅行代金が3万円以上の時は代金の20%以上、もしくは全額。
- 旅行代金
 - 旅行代金には、パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費・消費税・食事代等が含まれています。上記費用は、お客様のご都合により一部使用されなくても払い戻しは致しません。
 - 上記(1)以外の費用は旅行代金に含みません。旅行中の傷病・疾病に関する治療費、及びそれに伴う諸費用も含みません。
 - 子ども料金は、12歳未満に適用致します。
- お客様からの旅行契約の解除・払い戻し(取消料)
 - お客様はいつでも下表に定める取消料(お一人様につき)をお支払い頂くことで、旅行契約を解除出来ます。この場合、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻し致します。
 - 取消日とは、お客様が当社の営業日の電話受付時間内に旅行を解除する旨をお申し出頂いた日とします。取消は、いかなる理由にかかわらず、電話受付時間外でのお取り扱いは致しません。必ず当社の電話受付時間内にお電話でお願い致します。また旅行契約成立後に出発日等を変更された場合も下記取消料の対象となります。

■取消料率(出発日の前日から起算してさかのぼって)

区分	20日目から8日目まで	7日目から2日目まで	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後又は無連絡不参加
取消料	20%	30%	40%	50%	100%

5. 当社による旅行契約の解除

次の場合は契約を解除することがあります。(一部例示)

- 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- お申し込み条件の不適合。
- 当社が病氣、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能と判断したとき。

6. 当社の責任、及び免責事項

- 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の、故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償致します。
- 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害が発生した翌日から起算して14日以内に、当社に通知があった時に限り、お客様1名につき15万円(当社に故意または重大な過失があった場合を除く)を限度として賠償します。

■旅行企画・実施

〒039-8686 青森県むつ市中央1丁目8番1号(むつ市役所内)
青森県知事登録旅行業第地-5号

一般社団法人 しもきたTABIあしすと
(営業区域：むつ市・大間町・横浜町・東通村・風間浦村・佐井村)
国内旅行業務取扱管理者 佐藤 淳

ご旅行のお申し込み・お問い合わせは・・・

本社営業所

☎ 0175-31-1270 FAX 0175-23-7960

MAIL : simokita@jomon.ne.jp

電話受付時間 8:40~17:00【土日祝日休業】

ぐるりんしもきた(しもきたTABIあしすと)ホームページ

<https://gururin-shimokita.com>